

一般会計歳入歳出収支見込（令和2年度当初予算ベース）について

【趣旨】

平成28年3月に策定した「第5次常滑市総合計画」の第5章財政計画で試算した「一般会計歳入歳出収支見込」について、毎年度見直すこととしており、今回は令和6年度までの5年間の試算をするものです。

【試算の前提条件】

第5次常滑市総合計画策定時の考え方を基本に、実行計画に位置付けた事業費を可能な限り積み上げたほか、以下の通り歳入・歳出とも現時点で見込むことができるその他の変動要因を加味して試算しました。

区 分		前提条件の内容	
全 体		・令和元年度予算は当初を骨格予算として編成したところだが、令和2年度以降との比較のため、6月補正後の通年予算での掲載とした。	
歳 入	自主財源		
	市税	・税目ごとの予測値により積算する。	
	ボート繰入金	・令和3年度以降も令和2年度と同様に単年度4.0億円を仮置く。	
	その他(使用料など)	・原則として令和2年度と同額とし、歳入費目ごとに積み上げる。	
	依存財源		
	交付税・譲与税	・令和3年度以降も現制度で積算する。	
	国・県支出金	・該当する各経費に連動させて積算する。	
	地方債	・現行制度を前提として、該当する事業に連動させて積算する。 ・臨時財政対策債は普通交付税と連動させて積算する。	
歳 出	義務的経費		
	人件費	・令和3年度以降も現制度で積算する。	
	扶助費	・実行計画掲載事業は計画額に基づき、その他は過去の伸び率等により、事業費ごとに積算する。	
	公債費	・既発行分については、償還計画により、今後の発行予定分については、借入利率は1.0%とし、歳入で見込んだ地方債に連動させて積算する。	
	消費的経費 (物件費、補助費など)		・実行計画掲載事業は計画額に基づいて積算し、その他は令和2年度当初予算と同額とする。
	投資的経費		・実行計画等における計画額に基づいて積算する。
その他(投資及び出資金、繰出金など)		・繰出金については、各特別会計の所要額を積み上げ、これ以外の経費については、歳出費目ごとに積算する。	

1 一般会計歳入歳出収支見込(令和2年度当初予算ベース)

《歳入》

(単位:百万円)

	R1年度	R2年度 (ベース)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
自主財源	15,371	16,184	15,466	14,764	15,225	14,608
市税	12,202	12,690	12,409	12,461	12,545	12,390
ボート繰入金	400	400	400	400	400	400
その他	2,769	3,094	2,657	1,903	2,280	1,818
依存財源	9,759	9,586	7,804	8,137	9,310	7,094
交付税・譲与税	1,915	1,936	2,076	2,083	2,082	2,131
国・県支出金	4,402	3,801	4,043	4,074	4,060	4,156
地方債	3,442	3,849	1,685	1,980	3,168	807
①歳入合計	25,130	25,770	23,270	22,901	24,535	21,702

《歳出》

	R1年度	R2年度 (ベース)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
義務的経費	9,426	10,394	10,402	10,389	10,521	10,710
人件費	3,207	4,035	3,927	3,950	3,971	3,981
扶助費	4,162	4,293	4,395	4,465	4,532	4,601
公債費	2,057	2,066	2,080	1,974	2,018	2,128
消費的経費	7,249	7,788	8,037	7,482	7,089	7,396
投資的経費	5,459	6,035	3,874	3,206	4,935	1,629
その他	3,406	1,873	1,959	1,965	2,115	2,152
②歳出合計	25,540	26,090	24,272	23,042	24,660	21,887

③歳入歳出差引①-② (財源過不足額)	△ 410	△ 320	△ 1,002	△ 141	△ 125	△ 185
④財政調整基金の活用	410	320	1,002	141	125	185
⑤歳入歳出再差引③+④	0	0	0	0	0	0

※実際の収支不足額をわかりやすくするため、臨時的財政措置である財政調整基金の活用④を歳入から除いて表示しています。

《財政調整基金》

(A)歳計剰余金積立額 ^(注1)		200	200	200	200	200
(B)財政調整基金積立額		0	0	0	0	0
(C)財政調整基金取崩額		320	1,002	141	125	185
(D)財政調整基金年度末残高 (前年度末残高)+(A)-(B)-(C)	2,070	1,950	1,148	1,207	1,282	1,297

(注1)歳計剰余金積立額とは、各年度の歳入歳出の剰余金の2分の1以上の額を、予算を通さずに財政調整基金に積立てるもの(地方財政法第7条)。

※R1年度の財政調整基金年度末残高は、3月補正後見込

2 長期債務残高の見込

(単位:百万円)

	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
市 債	49,372	52,256	53,161	53,169	<u>54,081</u>	52,426
一般会計	24,821	26,723	26,469	26,622	<u>27,919</u>	26,771
特別会計	<u>17,107</u>	578	583	592	541	491
企業会計	7,444	24,955	<u>26,109</u>	25,955	25,621	25,164
債務負担行為	<u>7,399</u>	6,769	6,139	5,601	5,063	4,657
合 計	56,771	59,025	<u>59,300</u>	58,770	59,144	57,083

※ _____は期間内の最大値

【主な増減理由】

(1) 一般会計

令和2年度・3年度に市庁舎整備による市債の増、令和4年度・5年度に学校給食共同調理場整備による市債の増を見込んでいます。また、学校や保育所など、その他の公共施設についても、常滑市公共施設等総合管理計画に基づく大規模改修などによる市債の増を見込んでいます。

(2) 特別会計

令和2年度から公共下水道事業特別会計及び農業集落家庭排水処理施設特別会計の企業会計への移行により大幅に減となる見込みです。

(3) 企業会計

令和2年度に下水道事業会計の移行による増のほか、病院事業会計における旧市民病院の取壊しに係る市債の増を見込んでおり、令和3年度以降は下水道事業における施設整備及び病院事業会計における医療機器更新等に係る増を見込んでいます。

(4) 債務負担行為

令和2年度以降の新たな債務負担行為の設定はない見込みで、毎年度の計画的な支払により減少していく見込みです。なお、愛知用水二期事業負担金は令和2年度、土地改良区元利補給補助金及び農地利用集積円滑化事業は令和4年度をもって終了する見込みです。

3 財政健全化指標の見込

(単位:%)

	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
①実質赤字比率	—	—	—	—	—	—
②連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	—
③実質公債費比率	12.9	13.4	13.7	13.5	14.3	<u>14.7</u>
④将来負担比率	145.5	165.2	199.8	194.8	<u>210.5</u>	206.5

※ は期間内の最大値

【主な増減理由】

①実質赤字比率

②連結実質赤字比率

各年度とも赤字とならない見込みのため「—」表記となっています。

③実質公債費比率（早期健全化基準25.0%、財政再生基準35.0%）

一般会計等の市債償還額は、新庁舎整備に係る市債の元金償還開始等に伴い、令和4年度から段階的に増加する見通しです。また、令和3年度は、知多南部広域環境組合によるごみ処理施設建設により、組合が起こした地方債の元利償還金に対する負担の増加を見込んでいます。

それ以外にも、下水道事業会計における浄化センター整備等に係る償還の増などにより、公営企業等繰入見込額の増加を見込んでいます。

なお、令和7年度以降も学校給食共同調理場の施設整備に係る市債の償還などにより増となる見込みですが、早期健全化基準には達しない見込みです。

④将来負担比率（早期健全化基準350.0%）

市庁舎整備や公共施設の大規模改修等による地方債残高の増、下水道事業における施設整備等による公営企業債の繰入見込額の増、知多南部広域環境組合のごみ処理施設建設等による組合が起こした地方債に係る負担見込額の増など令和2年度以降、徐々に数値が上昇し、学校給食共同調理場の竣工を予定する令和5年度にピークの210.5%となる見込みです。

令和6年度以降は徐々に数値が低下する見込みで、早期健全化基準には達しないものの、当面は高い水準で推移する見通しです。